

第81回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会 社 の 新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項

- (1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針

連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

日本精機株式会社

会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	保有人数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の目的である株式の種類及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第1回新株予約権	2011年 7月19日	11個	1名	当社普通株式 1,100株	1株当たり 1円	2011年7月20日 ～2041年7月19日
日本精機株式会社 第2回新株予約権	2012年 7月19日	15個	1名	当社普通株式 1,500株	1株当たり 1円	2012年7月20日 ～2042年7月19日
日本精機株式会社 第3回新株予約権	2013年 7月18日	10個	1名	当社普通株式 1,000株	1株当たり 1円	2013年7月19日 ～2043年7月18日
日本精機株式会社 第4回新株予約権	2014年 7月17日	8個	1名	当社普通株式 800株	1株当たり 1円	2014年7月18日 ～2044年7月17日
日本精機株式会社 第5回新株予約権	2015年 7月17日	6個	2名	当社普通株式 600株	1株当たり 1円	2015年7月18日 ～2045年7月17日
日本精機株式会社 第6回新株予約権	2016年 7月20日	12個	2名	当社普通株式 1,200株	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
日本精機株式会社 第7回新株予約権	2017年 7月20日	10個	1名	当社普通株式 1,000株	1株当たり 1円	2017年7月21日 ～2047年7月20日
日本精機株式会社 第8回新株予約権	2018年 7月20日	13個	2名	当社普通株式 1,300株	1株当たり 1円	2018年7月21日 ～2048年7月20日
日本精機株式会社 第9回新株予約権	2019年 7月19日	16個	2名	当社普通株式 1,600株	1株当たり 1円	2019年7月20日 ～2049年7月19日
日本精機株式会社 第10回新株予約権	2020年 7月17日	50個	3名	当社普通株式 5,000株	1株当たり 1円	2020年7月18日 ～2050年7月17日
日本精機株式会社 第11回新株予約権	2021年 7月16日	55個	3名	当社普通株式 5,500株	1株当たり 1円	2021年7月17日 ～2051年7月16日
日本精機株式会社 第12回新株予約権	2022年 7月20日	126個	4名	当社普通株式 12,600株	1株当たり 1円	2022年7月21日 ～2052年7月20日
日本精機株式会社 第13回新株予約権	2023年 7月20日	120個	4名	当社普通株式 12,000株	1株当たり 1円	2023年7月21日 ～2053年7月20日

(注) 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、下記の年月日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

第1回	2040年7月20日以降	第8回	2047年7月21日以降
第2回	2041年7月20日以降	第9回	2048年7月20日以降
第3回	2042年7月19日以降	第10回	2049年7月18日以降
第4回	2043年7月18日以降	第11回	2050年7月17日以降
第5回	2044年7月18日以降	第12回	2051年7月21日以降
第6回	2045年7月21日以降	第13回	2052年7月21日以降
第7回	2046年7月21日以降		

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。
また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。
 - (3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。
また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。
 - (2) 係る文書等は、取締役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
 - (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
 - (2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
 - (3) 「受注戦略会議」、「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の5つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。
 - (4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前検討を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について意思決定を行う。
 - (5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
 - (2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び監査等委員会に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。
当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

- (4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有を図る。
- (5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。
当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。
- (6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。
当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。
当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助し、監査等委員会の運営に関する事務（以下、「補助業務」という。）を行うため、内部統制部門に監査等委員会事務局を設置し、当該補助業務を行う専属の使用人を配置する。
- (2) 当該補助業務を行う使用人は、補助業務については監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査等委員会の承諾を得て行う。
7. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。

- (2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査等委員会に報告する。
- (3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。
- (4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
- (5) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の指示の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

②外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

④反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

⑤研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

13. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社における当事業年度のコンプライアンスへの取り組みは、国内外の法改正動向の重要情報等を整理し、委員会で情報共有して社内展開を図るとともに、社内掲示板を利用した従業員向けの啓発活動等を通じて実施しております。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのコンプライアンスの維持向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社における当事業年度のリスク管理への取り組みとして、事業継続の観点から、災害や事故等を未然に回避し、被害を最小限に止めるため、南海トラフを震源とする地震や首都直下型地震及び熊本水害を発端とした日本三大急流におけるサプライヤーへの被害の想定及び対策の検討を行うとともに、サプライヤーの災害に対する耐力把握等を行っております。防災対策確立のため、災害を想定した定期的な各種設備の点検や防災訓練、安否確認システムの運用等を実施しております。さらに、機密漏洩リスクに関しては、機密管理強化月間を通じた従業員向けの啓発活動及び監査を実施するなど、機密情報を漏洩させない仕組みの構築にも取り組んでいると同時に昨今のランサムウェア被害にも着目し対応しております。また、温暖化はもとより沸騰化に対する対応についても問題点の洗い出しを行い施策を講じております。

これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのリスク低減活動に取り組んでおります。

3. 取締役の職務執行の適正及び効率化の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役5名）で構成されており、原則として月に1回定期的に開催しております。当事業年度は、16回開催いたしました。

また、当社は取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置しており、経営会議に対しては、一定の権限を委譲した上で迅速な業務執行を図っております。当事業年度は、24回開催いたしました。

そのほか、本部長会議等の主要会議を活用し、効率化を図っております。

4. 監査等委員会の職務執行及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員4名で構成されており、原則として月に1回定期的に開催しております。当事業年度は、監査等委員会を13回開催いたしました。監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し取締役及び使用人の職務執行状況を監査しております。

また、監査室及び会計監査人と定期的に三様監査会議を開催し、グループ各社を含めた監査計画・結果や内部統制等における課題認識の共有を図り、各監査機関の実効性向上に努めております。

5. 内部統制推進体制

内部統制推進会議を年2回開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の各委員会における計画・実績・課題と対応の報告を受け、評価・改善を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	33社
主要な連結子会社の名称	エヌエスアドバンテック（株）、NSウエスト（株）、（株）NS・コンピュータサービス、日精サービス（株）、（株）ホンダ四輪販売長岡、新潟マツダ自動車（株）、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニッポンセイキポーランド社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、タイ-ニッポンセイキ社、インドネシア ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、エヌエスインスツルメンツ インディア社、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、日精儀器武漢有限公司、日精儀器科技（上海）有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内の連結子会社及び一部を除く海外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、一部の海外連結子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産のうち、当初認識時に公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で表示することを選択した、売買目的保有ではない資本性金融商品についてはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、それ以外の金融資産については純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産とその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はそれぞれ純損益、その他の包括利益として認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、その他の包括利益で計上した額が純損益に振り替えられることはありません。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当金については、その配当金が投資元本の払戻しであることが明らかな場合を除き、純損益として認識しております。

なお、その他の包括利益で計上したその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額については連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しており、当該その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の認識を中止した場合には利益剰余金に直接振り替えております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12ヵ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しております。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止しております。

②棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、原則として総平均法に基づいて算定しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び原状回復費用等が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～15年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

②無形資産

(i) ソフトウェア

内部利用のソフトウェアは、当初認識時に取得原価で測定しております。準備段階において発生した内部及び外部費用は発生時の費用とし、開発段階において発生した内部及び外部費用を無形資産に計上しております。導入後に発生するメンテナンス等の費用は発生時の費用としております。

償却費は、見積耐用年数（主に5年）にわたり定額法で計上しております。

(ii) 開発費

新しい科学的又は技術的知識を得ることを目的とする研究開発活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。

開発活動による支出については、以下の条件を満たす場合に無形資産として資産計上しております。

- ・開発を完成させることが技術的に実現可能である
- ・開発した無形資産を、使用又は売却する意図がある
- ・開発した無形資産を、使用又は売却する能力がある
- ・開発した無形資産により、将来経済的便益を得られる可能性が高い
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要な経営資源を有している
- ・開発費を信頼性をもって測定できる

償却費は、見積耐用年数（5年）にわたり定額法で計上しております。

(iii) 特許権

特許権は、当初認識時に取得原価で測定しております。

償却費は、見積耐用年数（11年）にわたり定額法で計上しております。

③リース

(借手側)

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整して測定を行っております。使用権資産は、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定期的に償却しております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(貸手側)

貸手としてのリース取引で重要なものはありません。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出を生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金は、時間的価値の影響が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値に対する現在の市場評価とその負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

主な引当金の計上方法は次のとおりであります。

製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①従業員給付

(i) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

確定給付制度債務の現在価値の計算に用いる割引率は、給付支払の見積時期を反映させ、原則として報告期間の末日時点における優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し算定しております。また、勤務費用と確定給付債務（資産）の純額に係る利息純額は、発生した会計期間において純損益として認識しております。確定給付制度の給付債務及び制度資産の再測定による債務の増減をその他の包括利益で認識し、累積額は直ちに利益剰余金に振り替えております。

(ii) 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員により労働が提供された時点で、当該労働の対価として支払うと見込まれる額を純損益として認識しております。

賞与は、従業員から過去に提供された労働の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ信頼性をもって金額を見積ることができる場合に、負債として認識しております。

②収益

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当金等並びにIFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引金額を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは「車載部品事業」、「民生部品事業」、「樹脂コンパウンド事業」並びに「自動車販売事業」を主な事業としており、製品の製造販売及び自動車の販売等を行っております。製品の販売については、製品を顧客に引渡しした時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、自動車の販売等につきましても、引渡し時点で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

③外貨換算

(i) 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート、又は取引日の為替レートに近似するレートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体について、支配の喪失をした場合には、その他の包括利益として認識された在外営業活動体の換算差額の累計額を処分した期間に純損益として認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収の可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,301百万円 繰延税金負債 8,686百万円

うち日本精機株式会社分

繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 1,784百万円 繰延税金負債（純額） 2,682百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産に係る算出方法につきましては、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等のうち将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しております。また、回収可能性につきましては、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングに基づき判断しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社は、グループ通算制度を採用しております。課税所得の見積りは、取締役会にて承認された通算会社の経営計画のうち、主に当社の経営計画に基づき行っております。

経営計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、販売価格の値上げ、販売台数の変動の予測になります。将来の販売価格の値上げ、販売台数の変動については、顧客から入手した情報を基に過去の実績等を勘案し、設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りに用いた主要な仮定である販売価格の値上げ、販売台数の変動は、市場となる国や地域の景気悪化等の影響を受ける恐れがあるなど、不確実な経済条件の変動等により、回収可能価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金 69百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
建物2百万円、土地153百万円を取引保証の担保に差入れております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 165,604百万円
4. 偶発負債

当社のインドの連結子会社であるNS Instruments India Pvt.Ltd. (以下、NSIP)は自動車用計器類のインド国内での販売に関連するGST(物品サービス税)の適用税率について、同国税務当局と見解の相違が生じるなかで、2025年1月に過年度分のGST、延滞税及び加算税支払いのOrder in original(日本の更生通知書に相当)を受けております。

NSIPは正当な根拠に欠く更生通知書であると判断し、これを不服とし2025年4月に同国アーンドラ・プラデーシュ州の高等裁判所に対して異議申立を実施いたしました。

本訴訟に関連し、連結計算書類上、更生通知書の金額の一部を営業債務及びその他の債務に1,000百万円計上しております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	58,471,299株	-	-	58,471,299株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月21日 取締役会	普通株式	1,434百万円	25.0円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	2,295百万円	40.0円	2025年9月30日	2025年12月8日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,299百万円	40.0円	2026年3月31日	2026年6月29日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
普通株式 80,069株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品のリスク

①信用リスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

②流動性リスク

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③市場リスク

上場株式等の資本性金融商品は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

社債（1年内償還予定を含む）及び長期借入金（1年内返済予定を含む）を除く償却原価で測定される金融商品については、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていることから以下の表には含めておりません。

また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから以下の表には含めておりません。

	帳簿価額	公正価値
長期借入金	21,745 百万円	21,642 百万円

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

分解した収益とセグメント収益の関連

当社グループは「車載部品事業」、「民生部品事業」、「樹脂コンパウンド事業」並びに「自動車販売事業」を主な事業としており、製品の製造販売及び自動車の販売等を行っております。製品の販売については、製品を顧客に引渡しした時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。

また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね3ヶ月以内に支払いを受けております。自動車の販売等につきましても、引渡し時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

所在地別の売上収益とセグメント売上収益の関連は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	車載部品 事業	民生部品 事業	樹脂コンパ ウンド事業	自動車 販売事業	その他	合計
日本	68,817	10,697	5,451	27,000	11,401	123,368
米国	61,236	—	—	—	—	61,236
その他米州	28,032	—	—	—	—	28,032
欧州	28,630	—	—	—	—	28,630
アジア	80,518	3,183	2,923	—	—	86,625
合計	267,236	13,881	8,374	27,000	11,401	327,894

2. 契約残高

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	
売掛金	41,255
受取手形及び電子記録債権	5,299
契約負債	10,280

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

また、当連結会計年度において、過去の期間による充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト、及び履行にかかるコストはありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	4,029円37銭
2. 基本的1株当たり当期利益	143円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2026年4月20日開催の取締役会において、東洋電装株式会社の株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の概要

名称：東洋電装株式会社

事業内容：自動車・オートバイ・汎用製品の研究・開発・製造・販売

(2) 企業結合を行う主な理由

当社グループは、「つながる技術で、インターフェースの価値を創造する」というグループビジョンのもと、四輪車、二輪車、建設機械等に搭載される計器類や空調・住設機器向けコントローラーの製造・販売、高機能樹脂材料の着色加工並びに自動車販売などの事業を展開しています。

また、当社グループは現在進行中の中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）において「新規顧客開拓と新規商材開発」を事業戦略の1つに掲げており、新規事業開拓による事業ポートフォリオ拡充を目指しています。

一方、東洋電装は「私たちは、「和」を大切にし、安心と信頼の技術により、夢溢れる製品を提供することで未来社会に貢献します」を企業理念に掲げ、四輪車、二輪車、パワープロダクツ向けの各種スイッチやHMI（ヒューマンマシンインターフェイス）システム、電子制御装置の設計・製造をグローバルに展開しています。

本株式取得の目的は以下の通りです。

① 製品ポートフォリオの拡充と顧客基盤の活用

本株式取得により、東洋電装の車載入力系製品（四輪車用・二輪車用スイッチ類）が新たに当社グループの製品ポートフォリオに加わります。両社がそれぞれ築き上げてきた顧客基盤を相互に活用し、顧客への提案力を強化するとともに販売機会の拡大を目指します。

② HMI 領域における技術シナジーの創出

当社グループが培ってきた計器及び HUD（ヘッドアップディスプレイ）の表示技術・製造技術と、東洋電装が強みとする確実な動作と快適な操作フィーリングを実現する機構開発技術など、両社の技術・知見を相互に活かし、ユーザーの安全性・信頼性に資する新たな HMI ソリューションの開発を推進します。

③ グループ連携による事業効率の向上

当社グループと 東洋電装の部材調達の共通性を活かして共同購買を進めるほか、設計リソースの共有、海外工場での生産連携などを通じてサプライチェーン全体の効率化を図り、コストダウンを実現するシナジー効果の発揮を目指します。

以上のことにより、東洋電装を当社グループに迎え入れることが、HMI 領域において中長期的な成長基盤を確立するうえで有効であるとともに、当社グループ全体の競争力向上と企業価値向上に資するものと判断し、本株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2026年10月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 取得する議決権比率

55.8%

最終的に東洋電装の発行済株式の全部を取得する予定であります。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価 現金 49,850百万円（予定）

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 700百万円（予定）

4. 発生したのれんの金額、発生原因

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

現時点では確定しておりません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等…… 主として移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 計器類の製品・仕掛品…………… 総平均法
 - その他の製品・仕掛品…………… 個別法
 - 原材料…………… 総平均法
 - 貯蔵品…………… 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産…………… 定額法
(リース資産を除く)
 - 無形固定資産…………… 定額法
(リース資産を除く) なお、特許権の償却年数は11年、ソフトウェア（自社利用分）の償却年数は5年（社内における利用可能期間）であります。
 - リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - 長期前払費用…………… 定額法
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 製品補償損失引当金…………… 顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収の可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債（純額）510百万円 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）2,417百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産に係る算出方法につきましては、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等のうち将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しております。また、回収可能性につきましては、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングに基づき判断しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社は、グループ通算制度を採用しております。課税所得の見積りは、取締役会にて承認された通算会社の経営計画のうち、主に当社の経営計画に基づき行っております。

経営計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、販売価格の値上げ、販売台数の変動の予測になります。将来の販売価格の値上げ、販売台数の変動については、顧客から入手した情報を基に過去の実績等を勘案し、設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りに用いた主要な仮定である将来の販売価格の値上げ、販売台数の変動は、市場となる国や地域の景気悪化等の影響を受ける恐れがあるなど、不確実な経済条件の変動等により、回収可能価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物2百万円、土地153百万円を取引保証の担保に差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 43,811百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入債務及び商取引に対し、保証を行っております。

新潟マツダ自動車（株） 449百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	45,878百万円
短期金銭債務	32,724百万円
長期金銭債権	3,849百万円
5. 国庫補助金の受入により、有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額	
建物	149百万円
構築物	8百万円
機械及び装置	337百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	21百万円
土地	48百万円
計	566百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	76,351百万円
営業費用	38,583百万円
営業取引以外の取引高	8,424百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,109,986株	333株	115,079株	995,240株

増加数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	333株
----------------	------

減少数の主な内訳は次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	9,100株
譲渡制限付株式報酬による自己株式の減少	11,179株
第三者割当による自己株式の減少	94,800株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	2,793	百万円
有価証券評価損	9,420	百万円
賞与引当金	337	百万円
退職給付引当金	381	百万円
減損損失	105	百万円
減価償却超過額	163	百万円
ソフトウェア開発費	694	百万円
製品補償損失引当金	43	百万円
貸倒引当金	225	百万円
繰越外国税額控除	327	百万円
その他	731	百万円

繰延税金資産小計 15,224 百万円

評価性引当額 △12,807 百万円

繰延税金資産合計 2,417 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △2,927 百万円

繰延税金負債合計 △2,927 百万円

繰延税金負債の純額 (△) △510 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	エヌエスアドバ ンテック (株)	所有 直接 100.0%	製品及び部品 の購入、 役員の兼任	製品及び部品 の購入 (注2)	9,092百万円	買掛金	2,559百万円
	(株)NS・コンピュ ータサービス	所有 直接 100.0%	資金の借入	利息の支払 (注1)	13百万円	短期借入金	3,261百万円
	NSウエスト(株)	所有 直接 100.0%	製品及び部品 の購入、 役員の兼任	製品及び部品 の購入 (注2)	5,354百万円	買掛金	2,790百万円
	ユーケーエヌ・エ ス・アイ社	所有 直接 100.0%	製品及び部品の 販売、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2)	4,263百万円	売掛金	2,128百万円
	ニッポンセイキ ヨーロッパ社	所有 直接 100.0%	製品の販売、 役員の兼任	製品の販売 (注2)	7,651百万円	売掛金	4,362百万円
	ニッポンセイキ ポーランド社	所有 直接 100.0%	資金の貸付、 役員の兼任	利息の受取 (注1)	232百万円	短期貸付金	10,609百万円
	エヌ・エス・イン ターナショナル社	所有 直接 100.0%	資金の借入、 役員の兼任	利息の支払 (注1)	736百万円	短期借入金	17,608百万円
	ニューサバイナ インダストリー ズ社	所有 間接 100.0%	製品及び部品の 販売、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2)	12,882百万円	売掛金	4,440百万円
	ニッポンセイ キ・デ・メヒコ 社	所有 直接 0.4% 間接 99.6%	製品及び部品の 販売、 資金の貸付、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2) 利息の受取 (注1)	7,441百万円 120百万円	売掛金 短期貸付金	2,743百万円 2,916百万円
	エヌエス イン スツルメンツ インディア社	所有 直接 99.0% 間接 1.0%	製品及び部品の 販売、 役員の兼任	製品及び部品の 販売 (注2)	9,293百万円	売掛金	3,434百万円
	上海日精儀器有 限公司	所有 直接 20.0% 間接 80.0%	製品及び部品の 販売	製品及び部品の 販売 (注2)	3,207百万円	売掛金	2,319百万円
	東莞日精電子有 限公司	所有 直接 100.0%	資金の貸付	利息の受取 (注2)	147百万円	長期貸付金	2,558百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付及び借入は、日本精機株式会社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高を記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 1,970円16銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 30円90銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

企業結合

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。